1. 基本的な考え方

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法・第2条) … 当該児童生徒の主観的判断を重視

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う<u>心理的又は物理的な影響を与える行為</u>(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめ防止に向けた教職員の心構え

すべての教職員が、いじめは「いつでも・だれにでも起こりうる」という認識と同時に、「許されない行為」であることを念頭に置き、豊かな心と他を思いやる気持ちを醸成する指導を心がける。

そのために、日頃から「正義感」や「公正」の意識を育むとともに、他人に対する「思いやりの心」や「命の大切さ」について自ら考え行動できる生徒の育成といじめを許さない集団づくりに努める。

また、学校、家庭、地域社会が一体となり、互いに連携を図りながら、すべての関係者がそれぞれの役割を果たすことで、生徒自らいじめ根絶に取り組む意識の高揚と実践を図る。

- (3) いじめの認知に関する教職員の行動
 - ① 些細な兆候や懸念、生徒からの訴えになどに関し、いじめの疑いをもって対処する。
 - ア. いじめを、単なる生徒間のトラブル・いざこざと捉えない。
 - イ. 生徒の「大丈夫」「問題を大きくしたくない」などの発言を鵜呑みにしない。
 - ② いじめであるかどうかによらず、他の職員と情報を共有するとともに管理職へ報告し、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。

2. いじめ対策委員会

- (1) いじめ防止及びいじめの早期発見に関する対策や計画について協議する。
 - ① 委員会を定期的に開催し、基本方針の見直しや未然防止・早期発見に向けた行動の点検
 - ② アンケートの実施方法・内容の検討、集約結果の分析
- (2) 事案について、いじめの事実の有無やその後の対応について協議する。
 - ① 情報の取集と記録、事実関係の確認や必要な調査
 - ② 被害者、加害者及びその他のそれぞれに必要な対応・指導
 - ③ 被害者及び加害者の保護者への説明、情報提供・共有



3. いじめ防止対策の内容(具体的取組は別紙)

(1) いじめの未然防止

- ①教職員の取組
 - □校内指導体制の確立と指導 力の向上
- □人権意識、生命尊重の態度 と道徳的実践力の育成
- □子供の自己肯定感や自己有 用感の育成
- □学校基本方針の周知と学校 評価の活用
- ②生徒の取組
- □いじめを許さない態度
- □いじめ問題を自ら考え、自主 的に解決する集団づくり
- □他者の尊重と感謝の気持ち
- ③保護者の取組
- □いじめ防止に対する基本方針 の理解と意識の向上
- □学校との連携と家庭の役割

(2) いじめの早期発見

- ①教職員の取組
- □日常的観察及び情報の収集 と共有
- □教育相談体制の充実
- □地域や家庭との連携の促進
- □定期的ないじめ実態調査アン ケートの実施
- □カウンセリングマインドの向上
- □チェックリストの活用
- ②生徒の取組
- □早期の相談
- □周囲の生徒の連絡・相談
- ③保護者の取組
- □積極的な関係機関の活用
- □学校との連携と情報提供

(3) いじめに対する措置

- ①教職員の取組
- □情報共有による組織的な対 応及び支援体制の確立
- □事実関係の正確な収集及び 安全確保等の速やかな対応
- □当事者及び周囲の生徒に対 する継続的な対応
- ②生徒の取組
- □正確な情報の提供
- □傍観者から仲裁者への転換
- □当事者としての理解
- ③保護者の取組
- □正確な事実関係の把握と適 切な対応
- □学校との連携と情報共有
- □子供の状況把握と情報提供
- 口子供への支援

4. その他

- (1) ネット上の誹謗・中傷等のいじめに関しては、日頃から情報モラル指導の徹底を図り未然防止に努めるとと もに、発見した場合はその特殊性から警察等の関係機関と協力して迅速な対応にあたる。
- (2) 生命の危険等が危惧される重大事案については、教育委員会や警察へ報告し、その支援のもと速やかに 適切かつ誠実に対応にあたる。

5. 関係法令等

- (1) いじめ防止対策推進法(平成25年6月)
- (2) いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月)
- (3) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)
- (4) 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(平成26年7月)
- (5) 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月)
- (6) 長崎県いじめ防止基本方針(平成29年7月)

いじめ防止対策の具体的取組

(1) いじめの未然防止

- ①教職員の取り組み
 - ○全職員がいじめの重大性を認識し、学級経営や生徒指導等では共通認識を持ち、一致協力して指導に 当たる。
 - ○人権集会や学校行事等を通して生命や人権を尊重する態度を育成する。
 - ○「いじめ対策ハンドブック」等を活用して教職員の資質向上に努める。
- ②生徒の取り組み
 - ○教育活動全般を通して、いじめが決して許されない行為であることを認識する。
 - ○規範意識を持ち、規律ある生活を実践する。
 - ○中高合同行事や人権集会等により、他者を思いやる気持ちと生命尊重の態度を育成し、いじめ問題を自らのこととして捉え、解決できる集団づくりを行う。
- ③保護者の取り組み
 - ○PTA総会、保護者面談等を通して、いじめ防止基本方針と家庭の役割を理解する。
 - ○研修会やHP等を通して学校に関心を持ち、情報共有等により学校との連携を密にする。

(2) いじめの早期発見

- ①教職員の取り組み
 - ○些細な兆候や懸念、生徒からの訴えになどに関し、いじめの疑いをもって対処する。
 - ○日常の生徒への声かけ等、日ごろから相談できる環境作りを行うとともに情報共有体制を作る。
 - ○子供の立場に立って物事を考え、共感的に理解しようとする態度を養う。
 - ○いじめの熊様を理解し、日常の個人及び学級や部活動でのグループの観察、記録を行う。
 - ○いじめ実態調査アンケートやチェックリスト等を定期的に実施し、実態の把握に努める。
 - ○保護者面談や家庭との密な連絡によるスムーズな情報提供と信頼関係の構築を心がける。
- ②生徒の取り組み
 - ○担任や部顧問等の相談しやすい先生、保護者、友人への相談、電話相談等を利用する。
 - ○いじめと感じたら教職員、保護者に連絡・相談する。
- ③保護者の取り組み
 - ○家庭での気になる様子があれば観察・記録し、学校へ連絡する。
 - ○日ごろから子供との会話を心がけ、学校での様子等の状況を把握する。
 - ○学校と家庭が情報を共有し、地域とも連携して生徒の状況を把握し対応にあたる。

(3) いじめに対する措置

- ①教職員の取り組み
 - ○管理職へ報告し、いじめ対策員会を中心に組織的に対応する。
 - ○生徒、関係職員等から情報を収集・記録し、いじめの全体像を把握するとともに情報を共有・共通理解を 図りながら対応する。
 - ○訴えてきた生徒の話を傾聴し、心身の安全と心のケア等に細心の注意を払う。
 - ○いじめられた生徒、知らせた生徒の安全を確保し、心のケアや継続的に観察し見守る体制を徹底する。
 - ○加害生徒に対しては、状況や背景を把握し、毅然とした対応をとるとともに疎外感、孤立感を与えない心 のケアを行う。
 - ○発達障害等特に配慮が必要な生徒に対しては、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
 - ○スクールカウンセラー等の支援により、心のケアを継続的に行う。
- ②生徒の取り組み
 - ○周囲の生徒:傍観はいじめを肯定する行為と認識し、自己の問題として捉える。
- ③保護者の取り組み
 - ○被害生徒保護者:事実関係及び学校の指導方針の確認、今後の対応を協議する。
 - ○加害生徒保護者:事実関係及び学校の指導方針の確認、学校と連携した指導・協議を行う。